自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期)

自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、各種定期預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. 自動継続

- (1) この預金は、証書(通帳)記載の満期日に元利金の合計額(元利金継続方式)または元金のみ(元金継続方式)のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。

3. 預金の支払時期

この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に支払います。

4. 利息

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金について は、第2条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払 います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこ の預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、

または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の 印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を各種定期預金共通規定第11条第1項により満期日前に解約する場合および各種 定期預金共通規定第11条第3項または第11条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と下記②利率により計算した期限前解約利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち最も低い利率。
 - A 解約日における普通預金の利率
 - B 約定利率 約定利率×30%

(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)

C 約定利率 -

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日(継続したときはその満期日)まで新たに預入れするとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算 した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0% を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。
 - A 約定利率 約定利率×30%

(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)

B 約定利率 -

預入日数

ただし、Bの算式により計算した利率は0%を下限とします。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上